

令和4年9月

熊本県議会定例会議案

(予算関係)

熊 本 県

## 議 案 目 録

- 第 1 号 令和4年度熊本県一般会計補正予算（第6号）……………（ 1 ）
- 第 2 号 令和4年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）……………（ 10 ）
- 第 3 号 専決処分の報告及び承認について……………（ 12 ）

第 1 号

令和4年度熊本県一般会計補正予算（第6号）

令和4年度熊本県の一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,128,932千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ938,135,775千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

令和4年9月9日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		197,255,612	7,486,753	204,742,365
	1 国庫負担金	43,936,518	2,391,939	46,328,457
	2 国庫補助金	150,713,638	5,090,174	155,803,812
	3 国庫委託金	2,605,456	4,640	2,610,096
2 繰入金		60,061,112	18,781	60,079,893
	1 基金繰入金	59,827,075	18,781	59,845,856
3 繰越金		1,372,525	1,909,345	3,281,870
	1 繰越金	1,372,525	1,909,345	3,281,870
4 諸収入		82,117,923	336,053	82,453,976
	1 受託事業収入	2,818,957	310,119	3,129,076
	2 雑収入	10,316,539	25,934	10,342,473
5 県債		79,266,000	1,378,000	80,644,000
	1 県債	79,266,000	1,378,000	80,644,000
歳入合計		927,006,843	11,128,932	938,135,775

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		43,252,838	622,353	43,875,191
	1 企 画 費	8,651,808	622,353	9,274,161
2 民 生 費		108,959,306	2,586,537	111,545,843
	1 社会福祉費	62,329,963	2,477,092	64,807,055
	2 児童福祉費	40,466,604	103,195	40,569,799
	3 災害救助費	1,177,430	6,250	1,183,680
3 衛 生 費		121,973,981	3,827,718	125,801,699
	1 公衆衛生費	106,704,587	3,827,718	110,532,305
4 労 働 費		3,387,934	85,206	3,473,140
	1 職業訓練費	2,775,001	85,206	2,860,207
5 農 水 産 業 林 費		67,528,219	452,474	67,980,693
	1 農 業 費	18,557,127	4,166	18,561,293
	2 畜 産 業 費	2,338,881	730	2,339,611
	3 農 地 費	22,800,546	10,418	22,810,964

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	4 林業費	18,239,007	371,840	18,610,847
	5 水産業費	5,592,658	65,320	5,657,978
6 商工費		86,807,316	17,800	86,825,116
	1 商業費	76,429,992	17,800	76,447,792
7 土木費		91,095,446	772,112	91,867,558
	1 河川海岸費	32,945,672	772,112	33,717,784
8 教育費		139,934,459	241,989	140,176,448
	1 教育総務費	33,595,919	174,816	33,770,735
	2 社会教育費	2,092,513	39,464	2,131,977
	3 保健体育費	1,853,384	27,709	1,881,093
9 災害復旧費		22,508,166	2,522,743	25,030,909
	1 農林水産業 災害復旧費	7,100,817	830,612	7,931,429
	2 土木災害 復旧費	9,464,012	1,676,831	11,140,843
	3 教育災害 復旧費	359,182	15,300	374,482
歳出合計		927,006,843	11,128,932	938,135,775

第 2 表 繰越明許費		
款	項	金 額
1 総 務 費		千円 <b>60,720</b>
	1 防 災 費	60,720
2 衛 生 費		<b>20,000</b>
	1 環 境 衛 生 費	20,000
3 農 林 水 産 業 費		<b>7,476,700</b>
	1 農 地 費	3,530,000
	2 林 業 費	3,946,700
4 土 木 費		<b>13,593,656</b>
	1 道 路 橋 り ょ う 費	7,351,894
	2 河 川 海 岸 費	2,813,940
	3 港 湾 費	537,822
	4 都 市 計 画 費	2,890,000
5 災 害 復 旧 費		<b>404,804</b>
	1 総 務 災 害 復 旧 費	244,804
	2 農 林 水 産 業 災 害 復 旧 費	160,000
合 計		<b>21,555,880</b>

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
夜間中学整備事業 熊 本 市	令和5年度	<div style="text-align: right;">千円</div> 130,428

2 変 更

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
1 県立劇場施設整備事業 熊本市	令和5年度	千円 788,420	(補正前に同じ)	令和5年度	千円 1,842,189
2 県営農地等災害復旧事業	令和5年度 ～令和7年度	3,500,000	(補正前に同じ)	令和5年度 ～令和7年度	4,300,000
	年次別内訳 令和5年度	100,000		年次別内訳 令和5年度	500,000
	令和6年度	1,700,000		令和6年度	2,100,000
	令和7年度	1,700,000		令和7年度	1,700,000
3 情報処理関連業務	令和5年度 ～令和9年度	291,553	(補正前に同じ)	令和5年度 ～令和9年度	543,007
	年次別内訳 令和5年度	108,559		年次別内訳 令和5年度	270,521
	令和6年度	46,128		令和6年度	68,501
	令和7年度	45,734		令和7年度	68,107
	令和8年度	45,734		令和8年度	68,107
	令和9年度	45,398		令和9年度	67,771

第4表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>教育施設 現年発生国庫 補助事業費</p> <p>教育施設 現年発生単 災害復旧事業費</p>	<p>千円</p> <p>3,000</p> <p>6,000</p>	<p>(借入先)</p> <p>財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他</p> <p>(借入方法)</p> <p>証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)</p> <p>(その他)</p> <p>工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。</p> <p>発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。</p>	<p>年5.0%</p> <p>以 内</p> <p>(ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)</p>	<p>据置期間を含め 30年以内</p> <p>半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等</p> <p>ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。</p>
<p>計</p>	<p>9,000</p>			

2 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
治山国庫補助事業費	千円 3,611,000	(借入先) 財務省、地	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	千円 3,679,000	(補 正 前 に 同 じ)		
公共土木現年発生国庫補助事業費	329,000	方公共団体金	(ただし、	半年賦元利	758,000			
単県治山事業費	99,000	融機構、会社、 その他	利率見直	均等償還又は	182,000			
単県河川整備事業費	6,761,000	(借入方法)	借り入れ	元金均等償還、 満期一括償還	7,289,000			
単県砂防整備事業費	1,446,000	証書借入又	る資金に	等	1,689,000			
治山現年発生単県災害復旧事業費	23,000	は証券発行(他	ついで、	ただし、県	41,000			
		の地方公共団	利率の見	財政の都合に				
		体との共同発	直しを行	より、繰上償				
		行を含む。)	った後に	還をなし、又				
		(その他)	おいては、	は借換えをす				
		工事その他	当該見直	ることができ				
		の都合により、	し後の利	る。				
		一部又は全部	率)					
		を翌年度以降						
		に繰り下げて						
		借り入れるこ						
		とができる。						
		発行価格が						
		額面金額を下						
		回るときは、						
		その発行差額						
		をうめるため						
		必要な金額を						
		加算した額を						
		限度額とする						
		ことができる。						
計	12,269,000				13,638,000			

第 2 号

令和4年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度熊本県の港湾整備事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和4年9月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第 1 表 繰越明許費

款	項	金 額
1 土 木 費		千円 <b>73,000</b>
	1 港 湾 費	73,000
合 計		<b>73,000</b>

第 3 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和4年9月9日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

専第13号 令和4年度熊本県一般会計補正予算（第5号）

専第 13 号

令和4年度熊本県一般会計補正予算（第5号）

令和4年度熊本県の一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,388,587千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 927,006,843千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年8月2日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		193,029,525	4,226,087	197,255,612
	1 国庫負担金	43,774,018	162,500	43,936,518
	2 国庫補助金	146,650,051	4,063,587	150,713,638
2 繰越金		1,210,025	162,500	1,372,525
	1 繰越金	1,210,025	162,500	1,372,525
歳入合計		922,618,256	4,388,587	927,006,843

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 民 生 費		千円 108,913,622	千円 45,684	千円 108,959,306
	1 社会福祉費	62,284,279	45,684	62,329,963
2 衛 生 費		118,715,078	3,258,903	121,973,981
	1 公衆衛生費	103,445,684	3,258,903	106,704,587
3 商 工 費		85,723,316	1,084,000	86,807,316
	1 商 業 費	75,345,992	1,084,000	76,429,992
歳 出 合 計		922,618,256	4,388,587	927,006,843

発 行 者：熊本県  
所 属：財政課  
発行年度：令和 4 年度